

平成27年11月2日

答申第621号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHKとNHKの子会社等とでは、内部留保資金に関する方針が異なっているとして、「異なった考え方をとっている理由が分かる内部文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月2日（第227回審議委員会）

第635号諮問、審議、答申